

河長監第27-2号

令和5年8月31日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

堀川 和彦

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

教育推進部

第2 監査対象期間

令和4年度

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和5年5月9日(火)から令和5年7月28日(金)まで

(2) 委員監査 令和5年8月3日(木)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するもの、意見を付すものが見受けられました。

指摘事項

<教育総務課>

1 現金の取扱いについて

現金の取扱い等について、次の点が見受けられました。

- (1) 現金出納簿の記載誤りが多数ありました。
- (2) 現金出納簿の記載漏れが複数ありました。
- (3) 令和3年度分の精算を令和4年度の簿冊に記載していませんでした。
- (4) 現金出納簿に添付されている返納通知書・領収書を確認す

ると、納期限を過ぎて精算しているものや精算期日を過ぎて精算しているものが複数ありました。

(5) 交際費の支出は、市ホームページ掲載の河内長野市教育委員会交際費の支出基準等に関する要領第3条第2項の規定により、1階の情報センターで支出金額等を公開することになっていましたが、令和2年度以降は公開された形跡がありませんでした。

(6) 公衆電話使用料の預かり証（控え）と現金出納簿の日付が一致しないものがありました。

教育総務課は、現金の取扱い等を適切に行う必要があります。

<教育指導課>

2 学校医の報償について

教育指導課は、一般社団法人河内長野市医師会と学校医に関する協定書を締結し、報償費として同医師会に支払いを行っていました。

学校医は、非常勤の特別職公務員ですので、報酬として役務の対価を支払わなければなりません。また、その支払い方法も、労働基準法及び地方自治法に規定されている内容を検討し、見直す必要があります。

意見

緊急修繕の発注について

教育総務課は、同時期に同件名の緊急修繕を複数発注していました。

しかしながら、河内長野市の契約事務の手引きでは、10万円

以下の修繕以外は、緊急修繕として発注することが認められていませんでした。

学校の緊急修繕は、随意契約等の手続きも行う暇がなく、施設の管理上やむを得ず発注しているものもあると思われます。

市長は、教育総務課の緊急修繕の現状を踏まえ、契約事務の手引きとのかい離の解消を検討するようお願いします。